

質問に対する回答について

令和4年度川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託プロポーザルへの応募に際し、以下のとおり質問を頂きましたので、回答致します。

No.	項目	質問内容	回答
1	参加資格	法人ではなく個人事業主でも参加可能か。	川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者であれば、個人事業主でも参加が可能となります。
2	参加資格	川崎市の競争入札参加資格を有しております設計事務所です。本件プロポーザルに設計事務所単体企業にて参加は可能か。(事業達成に必要な建設会社等の会社・メーカー・人員を協力会社として構成して参加予定。)	参加が可能です。
3	様式5	様式5「本様式のほか、別紙として提案資料を添付・・・」について、添付資料の用紙サイズ・縦横など、フォーマットの指定はあるか。	フォーマットの指定はございませんが、選定委員会ではPDFをパソコン上（横長画面）で閲覧しますので、御配慮ください。
4	提案について	要領書P3の2行目「来庁者に木の温もり・・・提案を行うこと。」について、「来庁者に、計画の提案をする機会を設ける」ということでしょうか。又は「(来庁者が木の温もりを感じられるような木材)を活用した提案を、審査員や監督員等に行う」ということか。	「(来庁者が木の温もりを感じられるような木材)を活用した提案を、審査員や監督員等に行う」という趣旨でございます。
5	提案について	来庁者向けに計画の公開などをする機会を設けることは可能か。	選定された計画については可能です。方法などは選定後に監督員と調整をお願いします。
6	受付カウンター	要領書P3の13行目「受付カウンター」について 巾は2名かけ程度：巾1200程度以上と考えてよろしいか。	1番窓口カウンターは、2名着席及び物品配置をするため巾2,500程度でお願いします。
7	受付カウンター	1番窓口と2番窓口の1番と2番の違いは何か。	1番は住民票等証明書発行業務窓口、2番は各種地域団体からの申請やイベント申込などの受付窓口となります。
8	受付カウンター	カウンターの幅を変更してもよいか。	現状同等若しくはそれ以上の機能が確保できれば問題ありません。

No.	項目	質問内容	回答
9	執務室とフロアの行き来について	要領書P3の14行目「1番窓口からは執務室とフロアの行き来ができるようにすこと」について、1番窓口の待合ロビー側から、廊下などを經由せずに直接執務室（別紙の事務室）にアクセスできるようにという理解でよろしいか。	貴見の通りです。
10	執務室とフロアの行き来について	事務室入り口のカウンター脇の出入り口をなくして、トイレ前の入り口のみにしてもよいか。	No.9同様、1番窓口からは、執務室とフロアの行き来ができるように提案をお願いします。
11	調乳室	授乳室を作り変えてもよいか。	構いません。
12	床	一部床を上げる範囲をつくってもよいか。	構いません。
13	キッズスペース	キッズスペースをなくしてもよいか。	常設でなくても構いませんが、キッズスペースとして施設所有のマット等を敷くことができるような、平らなスペースを確保してください。（2m×2m程度）
14	造作家具	造作の家具は造り付けでもよいか。	構いません。
15	屋外家具	屋外の日よけは工作物として計画する理解で良いか（増築扱いにしない？）	増築となるような設えは、想定はしていません。パラソルやタープなど、簡易に取りつけできるものを想定しています。
16	植栽	外構の西側エリアに接する植栽帯について、空間デザイン的な視点に立ち、撤去・再植栽などを提案に含めることは可能か。	構いません。